

## 平成 28 年 7 月から農地造成の技術的基準が一部変わります。

～ 造成を行う場合は、規模にかかわらず  
事前にご相談ください ～

横浜市では、優良な農地を確保するため必要な農地造成の技術面に関する事項を「農地造成に関する技術的基準」として定め、別途、市内の農業委員会が定める農地造成工事指導要綱とともに、農地造成に関する手続きや技術面での指導を行っています。

このたび、土砂の流出防止の強化と造成に伴う関係機関との協議を促す観点から横浜市の技術的基準を一部見直しました。(平成 28 年 7 月 20 日 施行開始)

### 主な見直し内容

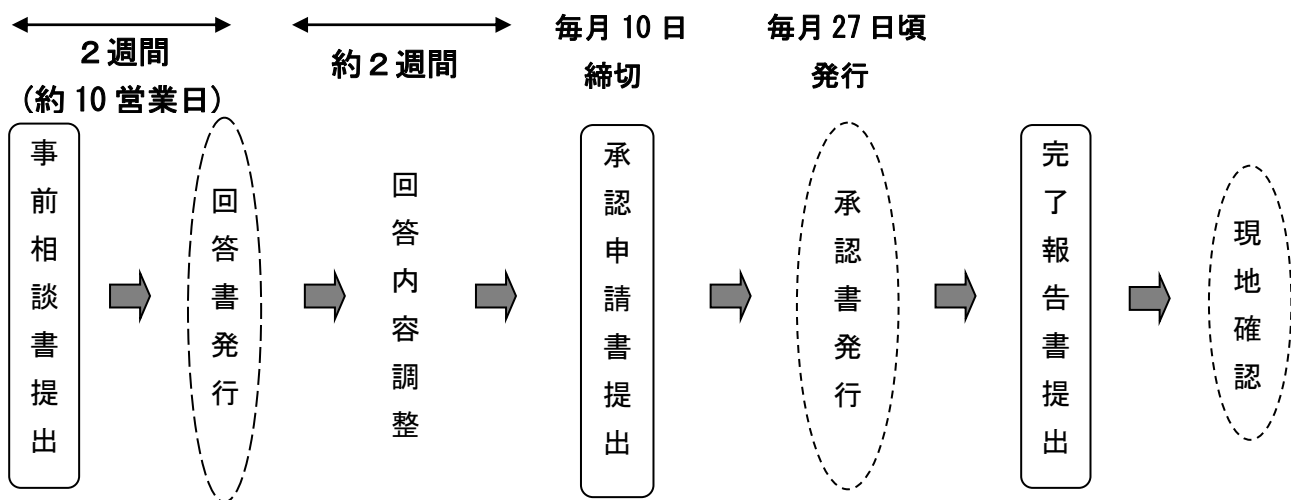
- 圃場内の雨水を処理する施設として泥溜め柵を追加しました。
- 勾配のある圃場の出入口には、取り外し可能な柵等の設置を明記しました。
- 造成に伴う道水路の形質変更を行う場合の協議先等を明記しました。



## ■ 農地造成の区分及び根拠

区分	対象	根拠
農地法 第5条第1項 (一時転用)	次の①～③のいずれかに該当するもの ① 最高切土・最高盛土の高さが2m超え ② 面積が2000㎡以上 ③ 耕作中断期間が1年以上	農地造成に係る農地転用 事務処理要綱 (平成12年6月1日農地第280 号神奈川県農政部長通知)
上記に 該当しない 軽易な 農地造成	次の①～③の全てを満たすもの ① 最高切土・最高盛土の高さが2m以下 ② 面積が2000㎡未満 ③ 耕作中断期間が1年未満	<b>横浜市中心農業委員会 農地造成工事指導要綱</b> (平成27年10月13日改正)

## ■ 事前相談から完了までの手続きの目安



近年、農業者及び市民の方から、近隣で行われている農地造成工事に対する問い合わせが、大変多くなっております。

農地造成工事を計画する際には、規模にかかわらず、必ずご相談くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

## ◆ お問い合わせ ◆

横浜市中心農業委員会事務局

(鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑)

電話：045-948-2580 / FAX：045-948-2488

〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 都筑区総合庁舎4階